平成 20 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 19 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	52202101						
事務事業名	情報公開制度運営事務						
予算書の事務事業名	17.行政事務関係事業						
事業期間	開始年度	平成10年度	終了年度	当面継続	業務分類	2. 内部管理	
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営			

部・課・係名等	コード1	01020100
部名等	企画総務部	
課名等	総務課	
係名等	行政防災係	
記入者氏名	戸田　千春	
電話番号	0765-23-1019	

政策体系上の位置付け	コード2	522011
政策の柱	第5章 《経営戦略プログラム》"市民と行政が一緒に考え、行動するまちづくり"	
政策名	第2節　情報化社会の構築	
施策名	2. 情報公開の推進と個人情報保護の徹底	
区分	情報公開	
基本事業名	情報公開制度の推進	

予算科目	コード3	001020101
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

市政に関する市民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進を図るため、行政文書の開示事務全般にかかるルールを定め、市民が請求する行政文書の開示請求などの対応を行う。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

すべての人（日本国民のほか外国人も含まれる）。自然人、法人のほか法人格のない社団等も含まれる。

手段

＜平成19年度の主な活動内容＞

実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道局、消防長、議会）の職員が職務上作成、取得した行政文書について、開示請求を行った者に対して、「魚津市情報公開条例」に基づき、非開示情報を除いて開示する。

＊平成20年度の変更点

変更なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

市民の知る権利を保障するとともに、市民への説明責任を果たす。
市政に関する必要な情報を知りたいというニーズに応える。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

行政情報が広く公開され、市民が市政の運営状況や行政の活動状況について知る機会が十分に確保されています。

指標		単位	実績 18年度	実績 19年度	計画 20年度	計画 21年度	計画 22年度
対象指標	① 市の人口	人	46,471	46,229			
	②						
	③						
活動指標	① 請求件数	件	2	4	10	20	20
	② 開示件数	件	2	4	10	20	20
	③ 不服申立て件数	件	0	0	0	0	0
成果指標	① 請求に対する適切な対応ができている割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	② 利用したことはないが、制度の内容を知っている人の割合（市民アンケート）	%	14.30	13.80	20.00	22.00	22.00
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成10年3月に魚津市情報公開条例を制定した。
その後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月）が制定され、保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないと規定された。これを受け、行政の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参加を一層促進し情報の公開を進めるため、平成16年3月に魚津市情報公開条例を全部改正し、公布した。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

IT化のめざましい進展により市政に関する各種情報が容易に取得できるようになり、市民のニーズがより専門的かつ多様化している。
今後、情報公開請求の件数が増加、多様化が予想される。
近年営利目的の情報公開請求が年間を数件程度あり、これは制度開始当初には想定していなかったことである。

項目	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財源内訳 (1)国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳 (2)地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳 (3)その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳 (4)一般財源	（千円）	0	0	27	26	26
A. 予算（決算）額(1)～(4)の合計	（千円）	0	0	27	26	26
①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間	（時間）	200	200	100	100	100
B. 人件費（②×人件費単価/1,000）	（千円）	822	802	401	401	401
事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	822	802	428	427	427
（参考）人件費単価	（円@時間）	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

他市の条例等の内容
H18の開示請求件数は、黒部市で1件、滑川市では34件であった。

平成 20 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 19 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度小
- ○ 直結しない

説明：市政情報を積極的に公表する（説明責任を果たす）ことにより、市民が行政に意見を伝えられるようになり、市民と協働のまちづくりに結びつく。

2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第26条

3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

あり

説明：すべての法人も対象となっているが、近年、営利目的の情報公開請求が問題視されている。当市においても、平成19年度において2件請求があったところである。現段階では、著しく業務に支障をきたすような請求件数・内容ではないものの、今後、請求件数が増加すれば、対象を見直す余地はある。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：各実施機関が、制度の趣旨を踏まえ、市が公表・提供すべき情報の拡充に努める必要がある。
市民に対しての制度の周知に努める必要がある。

5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：魚津市パブリックコメント手続実施要綱が制定され、市民と行政との相互の情報提供が市政運営には必要不可欠となっている。情報公開制度とパブリックコメント手続を相互に活用して、開かれた市政運営と市民協働のまちづくりに寄与するものと思われる。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：事業費をあまりかけていない。

7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：今後、業務量の増大はあっても、減少することはないと思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地あり

説明：文書、図面、電磁的記録の写しの作成及び送付に要する費用について、規則で定めているが、見直す余地はある。
例）コピー10円　⇒　20円に改める。
カラーコピー100円　⇒　150円に改める。

9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：県内他市と同程度の受益者負担を求めていく。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11. 事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施　　年度
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止
- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ● 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期	改革・改善案	コストと成果の方向性
次年度（平成21年度）	各実施機関内部において、制度の目的、手続きの更なる周知を行い、市が公表・提供すべき情報の拡充に努める。 ホームページ、広報等の情報媒体を活用し、市民に対しても制度の周知を図る。	コストの方向性：維持
中・長期的（3～5年間）	情報公開請求の対象者から営利目的の者の請求を制限するよう制度を見直す余地あり。 パブリックコメント手続実施要綱が定められたことから、情報公開及び市民からの意見募集が円滑に行われるよう体制整備を行う。	成 果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

計画どおり実施していく。

二次評価の要否：不要

平成 20 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 19 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	52202101						
事務事業名	個人情報保護制度運営事業						
予算書の事務事業名	17.行政事務関係事業						
事業期間	開始年度	平成17年度	終了年度	当面継続	業務分類	2. 内部管理	
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング	○ 3. 負担金･補助金	● 4. 市直営			

部･課･係名等	コード1	01020100
部名等	企画総務部	
課名等	総務課	
係名等	行政防災係	
記入者氏名	戸田　千春	
電話番号	0765-23-1019	

政策体系上の位置付け	コード2	522021
政策の柱	第5章 《経営戦略プログラム》"市民と行政が一緒に考え、行動するまちづくり"	
政策名	第2節　情報化社会の構築	
施策名	2. 情報公開の推進と個人情報保護の徹底	
区分	個人情報の保護	
基本事業名	個人情報保護の徹底	

予算科目	コード3	001020101
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業目的･概要（どのような事業か）
市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関に個人情報を取り扱う場合のルールを遵守してもらうとともに、市民が請求する個人情報の開示請求などの対応を行う

対象（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）
①実施機関が保有する個人情報
②実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道局、消防長、議会）の職員

手段＜平成19年度の主な活動内容＞
個人情報保護に対する制度の周知･徹底を職員あて通知した。

＊平成20年度の変更点
変更なし

意図（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）
市が保有する個人情報の適正な取り扱いを図り、市民の基本的人権を守る。

その結果＜施策の目指すすがた＞
個人情報保護制度が確立され、個人のプライバシーが守られています。

区分	指標	単位	実績 18年度	実績 19年度	計画 20年度	計画 21年度	計画 22年度
対象指標	① 実施機関が保有する個人情報数	件	340	340	340	340	340
	② 実施機関の職員数	人	444	428			
	③						
活動指標	① 開示請求件数	件	0	0	0	0	0
	② 訂正請求、利用停止請求件数	件	0	0	0	0	0
	③ 審査会諮問件数	件	0	0	0	0	0
成果指標	① 個人情報（プライバシー）の保護について、どちらかといえば安心と感じている市民の割合（市民アンケート）	%	19.50	24.40	35.00	45.00	45.00
	② 個人情報（プライバシー）の保護について、どちらかといえば不安と感じている市民の割合（市民アンケート）	%	45.30	35.30	25.00	15.00	15.00
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年(頃)からどのようなきっかけで始まったか）
高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大したため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する必要が生じてきたことから、平成15年5月に個人情報の保護に関する法律が制定されたことから、市でも条例を制定した。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
県内他市で、市の情報システム改修を受託した民間業者からインターネット上に個人情報が流出する事件が起きるなど、個人情報保護の重要性が増大している。
住民基本台帳、選挙人名簿の閲覧に制限を設ける法改正が行われた。
また、当市ではあまり該当がないと思われるが、個人情報保護について過剰反応により、町内会の名簿等が作成できないなど日常生活に悪影響を及ぼす事例も報告されている。

項目	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財源内訳 (1)国･県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳 (2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳 (3)その他（使用料･手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳 (4)一般財源	(千円)	0	0	26	26	26
A. 予算(決算)額(1)～(4)の合計)	(千円)	0	0	26	26	26
①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	200	100	100	100
B. 人件費（②×人件費単価/1,000）	(千円)	822	802	401	401	401
事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	822	802	427	427	427
（参考）人件費単価	(円@時間)	4,110	4,010	4,010	4,010	4,010

◆市民や議会などからの要望･意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見･質などを記入）
区長からは住民全員の名簿が提供できないかとの要請もあったが、現状では希望する区長に対して世帯主名簿のみ提供している。

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
各市町の条例内容が公開されている

平成 20 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 19 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度小
- ○ 直結しない

説明：個人情報の収集の制限や適正な管理をおこなうことにより、市民の権利利益を保護し、市政の円滑な運営に結びつく。

2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：個人情報の保護に関する法律

3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし　説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり　説明：実施機関に制度の趣旨・目的の徹底を図ることにより成果は向上する。

5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし　説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし　説明：事業費はあまりかけていない。

7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし　説明：今後、業務量の増大はあっても、減少することはないと思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地あり

説明：文書、図面、電磁的記録の写しの作成及び送付に要する費用について、規則で定めているが、見直す余地はある。
　例）コピー10円　⇒　20円に改める。
　　　カラーコピー100円　⇒　150円に改める。

9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：県内他市と同程度の受益者負担を求めていく。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11. 事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　（年度：　）
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期	改革・改善案	コストと成果の方向性
次年度（平成21年度）	実施機関内部において、制度の目的、手続きの更なる周知を行い、職員の意識を高める。 市民に対して、制度や取り組み方法を各種広報媒体により周知する。	コストの方向性：維持
中・長期的（3～5年間）	個人情報保護制度の趣旨を職員全体が理解し、市民の権利利益の保護がされるようにする。	成 果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

計画どおり実施していく。

二次評価の要否：不要